

## 情報漏洩事案の発生に係る公表について

那覇産業保安監督事務所においては、電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づき、自家用電気工作物設置者からの申請により、審査基準に基づき保安上の体制等の確認を行い、「保安管理業務外部委託承認について」の文書（承認書）を交付しております。

この度、設置者の代理申請を行っている保安管理業務外部委託先に対して、別の設置者の承認書を誤送付する情報漏洩事案が発生しました。

このため、関係者の皆様にお詫び申し上げるとともに、今後このようなことのないように再発防止対策等について以下のとおり令和4年10月25日付けで公表することとします。

### 1. 情報漏洩の経緯と内容

【発生日時】令和4年10月19日（水）16：00

【認識日時】令和4年10月24日（月）9：00（誤送付事業者からの電話報告）

【漏洩情報】承認書に記載された設置者名、代表者名、申請年月日等

【漏洩件数】承認書2件

### 2. 事案発生の原因

返信用封筒への承認書の入れ違いによる誤送付

### 3. 発生時及びその後の対応

承認書を郵送した保安管理業務委託先事業者から、電話連絡により申請した事業場とは違う承認書が送付されてきたとの報告を受け、同時に送付した案件についても確認したところ、同様に誤送付していることが判明した。このため、当該事業者に対して、当該承認書の回収を求めるとともに、今回の事案発生について謝罪を行いました。また、申請者である設置者に対しては、直接訪問し、今回の経緯を説明するとともに、今後このようなことのないように十分に注意することを謝罪しました。

### 4. 再発防止策

本件の事務担当者が、承認書と宛先入りの封筒を突合するためのチェックリストを作成し確認するとともに、郵送手続き担当者によるダブルチェックを行うことにより誤送付防止対策を講じます。

<本件の問い合わせ先>

経済産業省那覇産業保安監督事務所 保安監督課（平良、大城）

TEL：098-866-6474